

大熊町 特定復興再生拠点区域復興再生計画の概要

大熊町では、「改正・福島復興再生特別措置法（平成29年5月19日施行）」により新たに設けられた「特定復興再生拠点区域復興再生計画制度」を活用し、**特定復興再生拠点区域（約860ha）を定め、区域内の除染及びインフラ復旧・整備を一体的に進めることにより、概ね5年後までに当該区域の避難指示解除を目指します。**

■計画の概要

計画の期間	平成34年9月まで
避難指示解除による住民の帰還及び居住開始時期の目標	平成34年春頃まで ただし、ＪＲ常磐線、ＪＲ大野駅周辺の一部と居住制限区域の大川原にアクセスする区間等については平成31年度末頃まで
居住人口等の目標 （避難指示解除から５年後の目標：平成39年）	約2,600人

■計画の目標

大熊町土の復興・再生を実現するため、以下の目標のもと、概ね5年程度での避難指示の解除による住民の帰還・住居の開始を目指すとともに、町外からの住民（廃炉事業者等）を受け入れる環境を整備する。

- 生活・社会インフラの復旧・復興及び住環境の整備
- 企業・研究機関等の誘致及び地元企業の再開
- 町民のコミュニティ創生及び町外流入者との交流促進
- 水稻・花卉等の実証栽培及び営農再開に向けた取組

■主な事業の整備目標

【平成30年度（2018年度）】

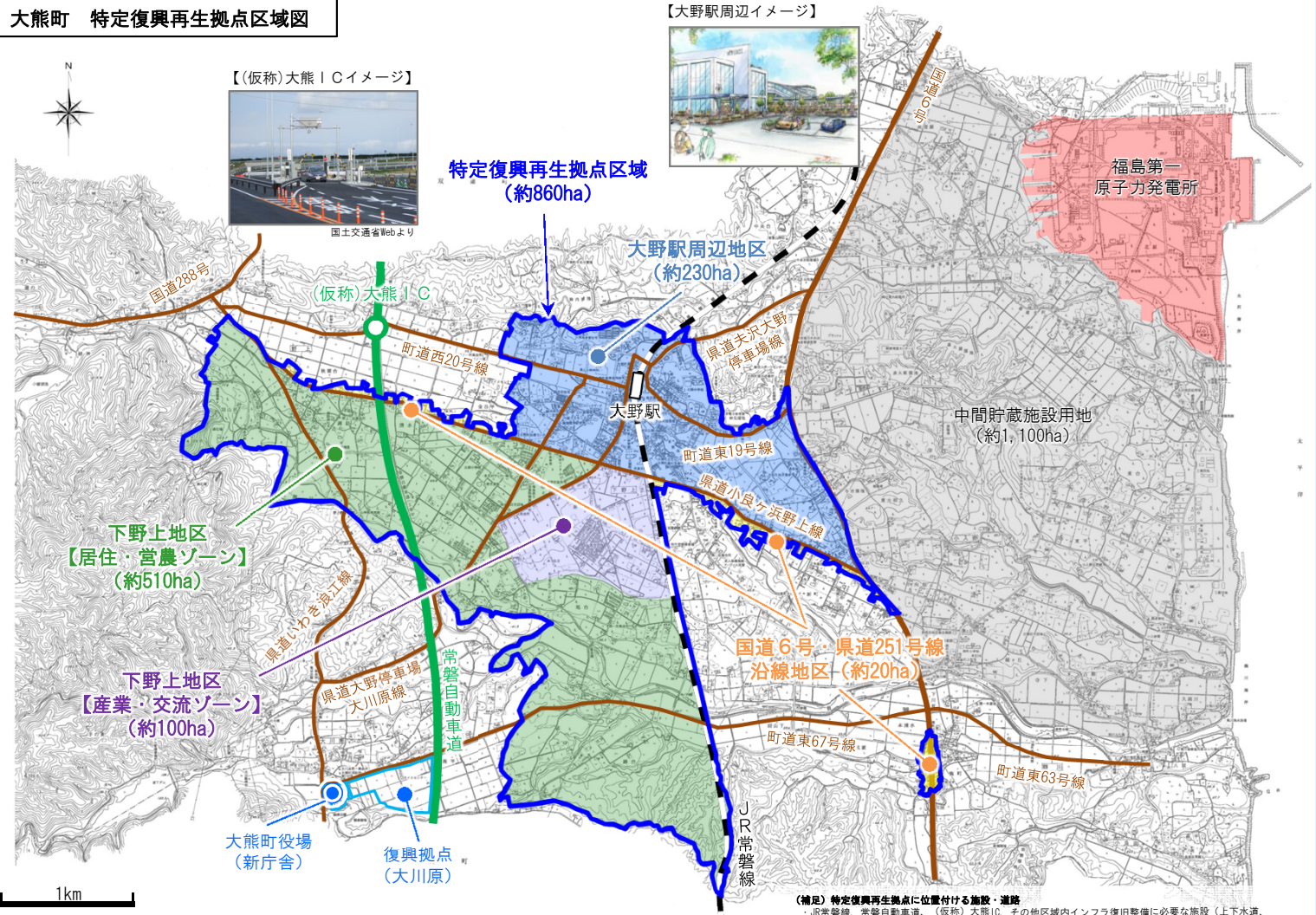
- ・常磐自動車道（仮称）大熊ＩＣ開設
- ・大熊町新庁舎竣工（大川原地区）

【平成31年度（2019年度）】

- ・ＪＲ常磐線再開、大野駅周辺の一部等の先行エリアの避難指示解除
- ・復興拠点（大川原地区）概成

平成34年春頃までに帰還困難区域の一部解除、住民の帰還開始を目指す

大熊町 特定復興再生拠点区域図



【凡例】

- 特定復興再生拠点区域
- 大野駅周辺地区
- 国道6号・県道251号線沿線地区
- 下野上地区【居住・営農ゾーン】
- 下野上地区【産業・交流ゾーン】
- 福島第一原子力発電所
- 中間貯蔵施設用地
- 復興拠点（大川原地区）